

# 北海道議會時報

特集 第二回臨時道議會

第9卷 第10号

昭和32年10月



北海道議會事務局

北海道議會時報第9卷第10号(昭和32年第2回臨時道議會)

## — 第10号 目次 —

### 議会の動き

第二回臨時道議会.....1

本会議.....2

決議・意見書.....2

各派交渉会.....7

常任委員会.....7

特別委員会.....2

総合開発調査特別委員会

### 会合

全国都道府県議会議長会.....17

### 九月のメモ

図書室だより.....18

表紙写真

石狩の砂浜

北海道議会事務局撮影

第二回臨時道議会に知事から提出のあつた案件

議會の實録

K.U.

## 第一回臨時道議会

議 知 員 事 計	提 出 者	提 出 案 件	議 決 の 状 況	計
七 二 五			原案可決	
二 二 一			議決	
三 一 三		(内報告のみ) 五	承認議決	
（内報告のみ）七 二 五			計	

② 提出案件の処理状況次のとおり。

① 議員請求による第二回臨時道議会は九月十一日招集され、同日開会、会期を一日間に決定の後、「日・ソ近海漁業の安全操業協定」及び「日・ソ貿易促進」に関する要望意見書を満場一致で可決、このあと寒冷地手当、石炭手当に関する条例など知事の専決処分報告三件を承認議決して閉会した。

### 議員から提出のあつた案件

提出月 日	番 号	件	名	議 事 経 過
同 九、二二	一	書日・ソ近海漁業の安全操業協定に関する意見書	同	承九、認議決一
二	原九、案可決一		報 告	

提出月 日	番 号	件	名	議 事 経 過
同	二	専決処分報告の件	同	
同	三	専決処分報告の件	同	
同	四	専決処分報告の件	同	
同	五	専決処分報告の件	同	

本会議

次に報告第四号及び第五号は、地方自治法第百八十条の規定による専決処分報告でありますのでよろしくお願ひ申し上げる次第であります。

決議・意見書

(昭和32・9・11原案可決)

意見第  
一  
号

右別紙案文のとおり提出する

拾遺記

知事説明要旨

九月十一日 午後二時五十五分、荒議長開会を宣し、引き続き開議  
会議録署名議員の指名、諸般の報告の後、日程に入り、日程第一会期  
決定の件を議題に供し、会期は、九月十一日の一日間に決定、あらか  
じめ会議時間を持延午後二時五十八分休憩、午後四時九分再会、日程  
第二意見案第一号を議題とし、時田議員（社）より、趣旨弁明の後、  
委員会付託を省略して原案のとおり可決、次に日程第三意見案第二号  
を議題とし、大島議員（自民）より、趣旨弁明の後、委員会付託を省  
略して原案のとおり可決、次に日程第四報告第一号ないし第五号を議  
題とし、知事より、提案理由の説明を聴取の後、委員会付託を省略し  
て原案のとおり承認議決、以上をもつて提出案件の全部を議了、荒議  
長より閉会の挨拶があつて、午後四時二十三分閉会。

只今議題となりました報告第一号ないし第五号の専決処分報告についてその梗概を御説明申し上げます。

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 議  
員  
大 川 大 岩 伊 沖 篠 西 高 道 川 阪 黒 川 松 田  
久  
沢 口 保 本 藤 野 島 野 橋 下 村 田 沢 瀬 尾 佐  
重 常 和 政 政 新 吉 源 美 清 義 与 德 三 政  
太 太 次 衛 三 次  
郎 一 男 一 弘 雄 郎 一 郎 作 一 雄 作 郎 良 郎

同 同

増 佐 児 橋 小 堀 竜 須 太 窪 五 川 佐 松 吉 大 西 森 井 宮 中 新 安 塚 河 橋 井 村 舟 天 中  
見 久  
田 野 山 本 島 藤 野 田 田 藤 端 間 平 田 島 川 川 野 北 野 川 達 田 野 本 口 本 木 谷 山  
信 増 正 重 正 豊 益 長 義 元 貞 武 定 三 清 正 三 定 謙 德 庄 春 清 兼 政 平 信  
次 七 太 次 一  
一 衛 夫 誉 巍 平 志 夫 夫 栄 正 治 江 一 郎 郎 吉 清 振 郎 敏 隆 郎 平 男 郎 み 信 侃 信 郎

同 同

大 系 達 和 笠 阿 西 岩 井 杉 堀 通 麻 朝 黒 二 高 本 德 宮 児 深 林 伊 蒜 鈴 山 山 宮 高 渡  
石 川 藤 平 井 部 島 田 川 本 田 谷 里 日 松 瓢 積 多 中 坂 玉 山 藤 田 木 元 本 津 田 部  
利 章 英 千 幸 英 順 留 伊 荣 利 悅 秀 荣 石 吉 祐 寿 由 和 謙 作 余 源 三 英 治 勇  
美 太  
雄 夫 吉 治 衡 一 三 吉 平 一 翁 男 三 昇 夫 吾 松 江 满 雄 一 圓 二 一 吉 重 ヨ 一 郎 郎 雄

限の漁場開放が実現するよう、更にその接岸安全操業体制が確実に保障されるよう、切実なる本道漁民の悲願とほうはいたる爭論を背景とし、その早急且つ、円満なる妥結を図られるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 荒 哲 夫

同 同 同 同 坂 津 川 下 堺  
同 泉 中 野 林 内 須 与 作 喜 広  
谷 順 治

議長 荒 哲 夫 殿

日・ソ近海漁業の安全操業協定に関する意見書

北海道の東部及び北部に近接する色丹、齒舞諸島、千島列島及び南樺太周辺における近海漁場を本道零細漁民に開放する日・ソ近海漁業の安全操業に関する協定を早急且つ円満裡に妥結されるよう特段の配意を願いたい。

(理由)

北海道の東部及び北部に近接する色丹、齒舞諸島、千島列島及び南樺太周辺における近海漁場は、同地域からの引揚漁民を含む本道沿岸零細漁民の労働と生活の場であるが、終戦後、久しきに亘り、ソ連政府の管理下に閉鎖され、全道民待望の日・ソ国交回復実現後もこの事情は如何に改善されることなく、本道より出漁する漁船の拿捕、抑留事件が頻発し、関係漁民の生活の困窮化を招來してきたばかりでなく、国交回復後の日・ソ両国友好関係の促進に対し重大な暗影を投じていた。

従つて、本道民は、從来から、その平和的、合理的解決を要望しつづけて来たのであるが、幸いにして、国会並びに政府当局の努力によつて、前記の近海漁場における接岸安全操業問題について、具体的に対ソ交渉を開始し、ソ連政府も亦これに応することとなつたことは北海道民としてまことに喜びに堪えないとところである。

今次の両国政府の話し合いは、日・ソ間の友好、親善関係を具体的に進展せしめ、而も、本道沿岸零細漁民の生活安定並びに関連産業の振興に資する絶好の契機となるものであり全道民は、重大な関心をもつて、その成果に期待を寄せて いる。

今次は、政府は、少くとも領土、領海等基本問題に関する過去及び将来における日本側の国民的主張に影響を及さないよう慎重なる配慮を払いつつ、最大

外務大臣  
農林大臣  
内閣官房長官  
水産庁長官  
衆議院議長  
参議院議長  
その他関係方面

各通(行政庁以外には請願書として提出する。)

意見案第二号

日・ソ貿易促進に関する意見書(請願書)

(昭和32・9・11原案可決)

右別紙案文のとおり提出する。  
昭和三十二年九月十一日

提出者

同 同 同 同 同 同 同 同  
福西高道川岡黒川松大  
島野橋下村田沢瀬尾島  
新吉源美清義与徳三  
太郎一郎作一雄作郎良郎

同 同

賀 堀 太 鎮 五 川 佐 松 吉 時 西 森 井 官 中 新 安 塚 河 橋 井 村 舟 天 中 大 川 大 岩 伊 沖  
久

藤 野 田 田 藤 端 間 平 田 田 川 川 野 北 野 川 達 田 野 本 日 本 木 谷 山 洵 口 保 本 藤 野

正 豊 益 長 義 元 貞 武 定 政 清 正 三 定 鍾 德 庄 辰 清 炙 政 平 信 重 常 和 政 政  
次 次 七 太 次 一 太

志 夫 夫 松 正 治 江 一 郎 郎 吉 清 挿 郎 敏 隆 郎 平 男 郎 乃 信 侃 信 郎 郎 一 男 一 弘 雄

同 同

西 岩 井 杉 堀 須 麻 朝 黒 二 高 本 德 宮 児 深 林 伊 蒔 鈴 山 山 宮 高 渡 増 佐 児 橋 小 堀  
見

島 田 川 本 田 谷 里 日 松 瓶 橋 多 中 坂 玉 山 藤 田 木 元 本 津 田 部 田 野 山 本 島

順 暢 伊 荣 利 佛 秀 荣 石 吉 祐 寿 由 和 謙 作 余 源 三 英 恕 治 勇 信 增 正 重  
美 太

三 吉 平 一 穀 男 三 昇 夫 吾 松 江 滿 雄 一 圈 二 一 吉 重 曜 一 郎 郎 雄 一 衛 夫 登 嶽 平

開始を見る運びとなつたことは、まことに喜びにたえないところである。

開始を見る運びとなつたことは、まことに喜びにたえないところである。本道は、地理的にソ連邦とは至近の距離にあつて、日・ソ貿易の促進の上に直接間接に果す役割はよることに大なるものがあり、日・ソ間の貿易については、鉄鋼、船舶、セメント、機械等の建設資材をはじめ、空罐、漁網、ゴム製品及び玉ねぎ、バレイショ、リンゴ等の生鮮そ菜果実等特産物とオハ油田原油、北洋材等ソ連邦産物との交易を促進することは、本道の開発促進の見地からも強く要望されるところである。

又かくて、ソ連邦の匪賊漁場に邦人の労務者が参加した経験もあり、ソ連邦の北洋漁場及びシベリヤ等極東地域の開発事業に邦人の労務者が再び参加する措置が講ぜられるにおいては、日・ソ間の親善友好を深め、彼我の経済交流を更に前進せしむる有功なる基盤であることを確信する。つづく。

而してこれら日・ソ貿易、経済交流の円滑を貽するため、ソ連邦領事館又は  
領事館にて貿易支局を設けて貿易、貿易規則等の手続、貿易規則等の手続

讀書記

田・ソ質易促進に関する意見書

近く開始される日・ソ通商交渉に当り、北海道の産業及び貿易の振興を図るため、対ソ貿易促進等について次の事項が実現するよう特段の配意を願いたい。

七〇

二 ソ連邦極東地域の開発事業に邦人労働者が参画できるよう措置すること。  
三 小樽—ナホトカ間及び稚内—コルザコフ又はホルムスク間等本道とソ連邦間

東地域を結ぶ適当なる定期航路を開設すること。  
四 ソ連邦領事館又は通商代表部出先機関を本道に設置すること。

北海道の産業経済の発展は、ソ連邦との経済交流の拡大増進によるところ極めて大きく、日・ソ貿易の促進については本道経済界は勿論、道民あげて熱望するところであつて、日・ソ国交の回復に引続き、通商協定の締結交渉が近く

内閣總理大臣  
外務大臣  
通商産業大臣  
農林大臣  
内閣官房長官  
衆議院議長  
参議院議長  
その他関係方面

各通（行政所以外には請願書として提出する）

北海道議会議長

哲夫

## 各派交渉会

### 常任委員会

○九月十一日 午後零時十五分、各派交渉室において開議、午後二時四十二分散会。

### 総務委員会

① 臨時会の運営について協議、日・ソ近海漁業の安全操業協定に関する意見書案及び日・ソ貿易促進に関する意見書案の提案者は議会招集要求者とし、案文は各関係常任委員会において検討することに決定。

② 専決処分報告に関する案件を上提することに決定（緊急質問は通告者がないので行わない）、午後零時二十四分休憩、午後二時三十七分再開。

③ 会期は本日一日間とすることに決定、日程については、日程第一会期決定の件、日程第二意見案第一号、日程第三意見案第二号、日程第四報告第一号ないし第三号とすること、なお日程第四については

知事の説明を聴取の後、委員会付託を省略して議決することに決定。

④ 本日の議事は、まづ会期決定と時間延長を行つて一旦休憩をし、準備でき次第再開することとした。

⑤ 意見案の趣旨弁明は関係委員会の委員長が行い、委員会付託を省略することとした。

### 一般議事

① 警察施設の視察について諮り、異議なくそのことに決定、派遣委員、派遣期日を次のとおり決定した。

派遣期日 九月十六日より一週間

派遣委員 委員長及び麻里副委員長（自民）松尾（自民）児玉（自

民）小島（社）堀（社）河野（社）天谷（協ク）高田

（社）山内（社）各委員

② 高田委員（社）より、交通の速度制限緩和の問題に関連して千歳及び札樽国道における交通事故対策について特に手稻地区道路において学童が頻繁に横断する所があるがこれらの箇所に対する交通取締対策について、また金属くず回収業に関する条例第十七条に規定する立入調査の件は違憲の疑いがあるといわれているが他府県の実施状況、道内で問題になつた実例、業者間の摩擦等の有無について質疑、道警本部長より答弁、高田委員（社）より、本条例が違憲でないという法務省法制局長の回答文写し及び広島県で起きた問題に関する違憲でないという判例文写しの提出方要望があつた後、山内委員（社）より、本条例は道独自の案文かまた法務省から示された

ものか、本条例制定当時は運営面において行き過ぎがないよう了解し合つたと思うが事実そのようなことがあつたのではないか等について質疑、関連して高田委員（社）より、風俗営業関係の条例のように本条例に親法となるものがあるかどうかについて質疑があり、道警察本部長より答弁。

○九月二十八日 午前十一時十分、第三委員室において開議、午後十二時五分散会、委員長 斎藤正志（社）

- ① 委員長より、前回の委員会で要求した金属くず回収業に関する条例中の違憲問題に関する判例、通牒等の資料が提出された旨を報告、ついで去る十六日から実施した道内警察施設等の視察状況報告については報告書を配付これに代えたい旨を述べ、これを了承。
- ② 次に第三回定例道議会提出予定の案件について総務部長、財政課長より説明を聴取、暫時休憩の後、職員給与関係の案件について人事課長より説明を聴取、高田委員（社）より、退職手当に関する条例改正は法律改正に伴うものかについて質疑、人事課長より答弁。
- ③ 本日聴取した陳情は次のとおり。

北海道大学工学部に精密工学科設置に関する件

北海道大学教授 片山辰雄

### 商工労働委員会

○九月三日 午後一時四十分、第二委員室において開議、午後四時四十五分散会、委員長 大島三郎（自民）

#### 一般議事

- ① 北海道開発審議会治水電力小委員会電力料金常任委員会の開催状況について、資源課長より説明を聴取、ついで北海道立労農会館建設状況について、労政課長より報告を聴取の後、委員長より、土地関係はどうなつているかについて質疑があり、労政課長より答弁。
- ② 山本委員（自民）より、中小企業金融対策小委員会の調査結果について報告の後、新川委員（社）より、道外に本店を有する銀行で道内貸出が特に低いところがある点、道内貸出率の悪い銀行に対する規制の問題等について質疑があり、山本委員（自民）より応答、

- ① 社会課長より、お年玉付年賀ハガキ売上金よりの義捐金で設置される青少年育成施設に対する施設費の配分問題に関する最近の状況について説明、あわせて本件に対する協力方の要望があつた後、本件について関係方面に対し折衝することとし、上京時期、派遣委員等については理事者の意見も参考にして決めるよう委員長に一任することについて諮り、異議なくそのことに決定。
- ② 請願、陳情の審査については都合により次回に持越すことに決定。
- ③ 本日聴取した陳情は次のとおり。

(1) 権太引揚者会館（宿泊施設及び学生寮併設）設置に対する道費助成方について  
北海道引揚者団体連合会代表

#### 一般議事

○九月十一日 午後一時五十七分、第三委員室において開議、午後二時

十分散会、委員長 佐久間貞江（自民）

### 厚生委員会

ついで本件に関する今後の対策について、新川（社）山本（自民）宮坂（自民）西野（自民）各委員より、それぞれ意見があつた後、金融機関への要請及び政府に対し意見書を提出することとし、市内銀行への要請及び意見書案文については委員長に一任することに決定、中小企業金融対策小委員会は本日をもつて解散することとした。

③ 来道中の衆議院運輸委員に対し、輸送力増強のための定期航路に対する助成措置方について陳情することについて語り、異議なくそのことに決し、委員長より陳情することとした、ついで宮坂委員（自民）より、函館大潤間及び室蘭大畠間の補助航路開設の件に関する青森県側の実現促進運動のその後の経過について質疑があり、商工部長より答弁、ついで宮坂（自民）新川（社）伊藤（作）（自民）西野（自民）各委員より、今後の方針について意見及び要望があつた後、本問題については委員長に一任することに決定、なお青森県に對しては理事より青函ずい道の件と補助航路開設の件についての運動順位に関し意見を統一するよう促進することに決定、次に新川委員（社）よりの要望があつて、定期航路の助成問題に關し次の議会に意見書を出すことについて語り、異議なくそのことに決定。

④ 委員長より、日・ソ近海漁業の安全操業問題及び日・ソ貿易促進の件について臨時道議会を開くことに各派の代表者会議で決つた旨を報告。

⑤ 新川委員（社）より、北日本航空株式会社再建問題に関する事情調査の結果について報告、ついで委員長より、本件に関して更に検討するため秘密会をもつことについて意見があり、このことについて舟木（社）西野（自民）新川（社）橋本（清）（社）各委員より、意見の交換があつた後、秘密会にすることなく一旦休憩し、その間に協議検討をすることとし午後三時十分一旦休憩（休憩中協議）、午後四時四十分再開の後、委員長より、本件に對して現在道はどう考えているかについて質疑があり、商工部長より、今後の方針につ

いて答弁、異議なくこの方針を了承の後、本件に關する審議はこれで終了することとした。

⑥ 新川委員（社）より、北海道大博覽会関係予算はどうなつてあるかについて質疑があり、商工部長より答弁。

### ○九月十一日 午後一時四十六分、第二委員室において開議、午後二時五十八分散会、委員長 大島三郎（自民）

#### 一般議事

委員長より、日・ソ貿易促進に関する意見書案文は当委員会で作ることに決つた旨を述べた後、案文を朗読、ついで伊藤（作）（自民）新川（社）舟木（社）各委員より、案文中の輸出品目にはれいしょを加えるかどうかについて意見の交換があつた後、ばれいしょの字句を玉ねぎ、リングの字句の間に入れることとして本案を決定した。

#### 協議会

### ○九月十一日 午後二時、第一委員室において協議会を開議、午後二時二十四分散会、委員長 大島三郎（自民）

#### 一般議事

- ① 委員長及び森川副委員長（社）宮坂（自民）舟木（社）新川（社）道下（協ク）各委員より、売春業者及び売春婦の転向問題特に店舗改築に對する許可の点について質疑及び意見の交換があり、商務課長より答弁の後、本問題については総務及び厚生の両委員会に善処の方の申入れをすることに決定。
- ② 森川副委員長（社）より、九月十七日に日中貿易促進地方議員連盟の大会（十六日に正副会長会議）が開かれる旨を報告の後、当委員会より意見書を持つて上京する場合の派遣委員等については委員

長に一任することに決定。

(3) 宮坂委員(自民)及び商工部長より、北日本航空株式会社の再建問題に関するその後の経過について報告があつた後、新川委員(社)より、現首脳部が退陣するよう断固たる措置をとつてほしい旨の要望があつた。

### 農務委員会

○九月二十日 午前十一時三十分、第三委員室において開議、午後二時

三十五分散会 委員長 朝日昇(協ク)

#### 一般議事

(1) 宮本副議長(協ク)より、全国酪農經當安定対策連絡協議会へ出席の経過を報告、引きつき畜産課長より、全国酪農經當安定対策連絡協議会規約及び牛乳、乳製品需給調整についての政府の諸間にに対する答申内容について説明を聴取の後、笠井副委員長(社)より、牛乳及び乳製品の基準価格設定の問題について質疑があり、畜産課長より答弁。

(2) 増田委員(社)より、昭和三十三年度農務部関係国費予算及び寒地農業振興確立に関する立法促進その他についての中央折衝経過を報告、引きつき予算に関し農業改良課所管事項について、農政課次長より、農政課所管事項について、畜産課次長より、畜産課所管事項について説明を聴取の後、橋本(正)委員(社)より、畑作農業試験場設置の件について質疑があり、農業改良課主事、農業試験場副場長より

答弁、午後零時三十分休憩、午後一時二十八分再開の後、農業改良課次長より、九月十七日から二十日かけての豪雨による田畠被害状況について説明を聴取ついて本日上京から帰京した農政課長より、昭和三十三年度農務部関係国費予算に関する中央折衝のその後の状況特に畑作試験場設置の件及び本年度のばれいしょ、澱粉価格について説明を聴取の後、吉田委員(自民)より、ブドウ糖及び澱粉の手持数量の点について質疑があり、農政課長より答弁。

(3) 農産物価格安定対策問題に関する中央折衝及び水害による被害状況と作況の調査実施について諮り、中央折衝派遣委員は堀野(社)杉本(自民)両委員、派遣期間は、九月二十三日から二十八日までの六日間、水害及び作況調査派遣委員は委員長及び深山(自民)西島(自民)黒松(協ク)橋本(正)(社)吉田(自民)各委員、調査地区は十勝、釧路、網走の三支庁管内、派遣期間は九月二十一日より二十六日までの六日間に決定。

(4) 笠井副委員長(社)より、北海道食糧事務所の超勤拒否問題についての理事者の見解及び対策について質疑があり、農政課長より答弁の後、本件については事務所の人員増加方を食糧庁に要請する必要があるので、農産物価格安定対策の問題で上京される委員があわせて折衝を行うことに決定、なお本件に関する要請書は理事者側において作成することとした。

(5) 本日聴取した陳情は次のとおり。

(1) 北海道食糧事務所職員の増員方について

全食糧労働組合北海道支部委員長

## 建設委員会

○九月六日 午前十一時五分、各派交渉室において開議、午後零時四十

分散会、委員長 佐々木利雄（自民）

### 付託案件の審査

#### 道路整備十カ年計画策定に関する件

土木部次長より、本道における地方費道事業費について説明を聴取の後、委員長より、道路整備十カ年計画事業費の比率が判明してからの開発庁、建設省、大蔵省に対する事務的折衝結果について質疑があり、道路課次長より答弁、ついで委員長及び秋山副委員長、中野（与）（社）渡部（社）糸川（社）和平（社）児見山（社）宮津（自民）中牧（自民）各委員より、十カ年計画における地方費道事業費が五カ年計画における比率が下廻つてることに關し、今後の中止折衝による増額の可能性、増額要求の目標及び折衝の進め方等について種々質疑及び意見があり、土木部長、土木部次長、道路課次長より答弁の後、本問題に關する今後の方針について詣つた結果直ちに上京折衝することに決定、派遣委員、派遣期間については委員長に一任することとした。

### 一般議事

- ① 委員長及び和平委員（社）より、委員会決定前に委員会における審議内容等を発表する際には充分注意されたい旨の要望があつた。
- ② 都市計画課長及び都市計画課次長より、都市計画事業十カ年計画策定に関する件について説明を聴取、ついで児見山委員（社）より、立体交叉工事実施の対象について、糸川委員（社）より、立体交叉費一億三千万円の内容及びこれと第二次五カ年計画推進との関係について、川口委員（自民）より、都市計画事業費において四百億円

が保留された理由及び保留分について中央折衝する場合に必要な資料の作成方（和平委員（社）より、同様の要望があり）について質疑、意見及び希望があり、都市計画課長、総合開発企画本部開発調査課長、都市計画課次長より答弁の後、都市計画事業十カ年計画問題についてはなお検討し且つ資料を整備することとした。

- ③ 中野（与）委員より、本年度の道路小破修繕費一億五千万円については執行停止のないよう措置されたい旨の要望があり、土木部長より答弁。

## 農地開拓委員会

○九月十二日 午前十時三十分、第三委員室において開議、午後二時二十九分散会、委員長 宮北三七郎（社）

### 一般議事

- ① 林委員（自民）より、開拓不振地区振興対策等に関する中央折衝の経過について報告、ついで津川（社）大石（社）両委員より、既入植者の営農安定措置強化促進の問題に關連して建設残工事の促進について、林委員（自民）より、千五百戸の新規入植の可能性について、林委員（自民）より、開拓不振地区振興対策等に関する中央折衝の経過について報告、ついで津川（社）大石（社）両委員より、既入植者の営農安定措置強化促進の問題に關連して建設残工事の促進について、林委員（自民）より、千五百戸の新規入植の可能性について質疑及び意見があり、開拓課長より答弁（午後退している現状より第三次の中央折衝を強力に行う必要がある旨の意見及び中央の情勢について質疑があり、総務課長より答弁（午後、中央折衝から帰府の開拓経営課長より、農林省において開かれた開拓事業促進に関する会議の状況について報告を聴取）、ついで津川（社）林（自民）堀田（自民）泉谷（自民）各委員より、中央折

衝の進め方等について種々意見があつた後、委員長より、上京委員及び理事者は事務的、政治的解決を要する点を充分協議の上関係省庁及び衆議院農林水産委員等に対し運動を開拓を展開されたい旨又総合開發委員の上京に際してはあわせて強力に折衝されたい旨を述べ、派遣委員及び期間については委員長に一任することとした。

(2) 大石(社)坂下(社)両委員より、道北地方における開拓不振地区等の調査経過について報告、ついで岡林委員(社)より、利尻の新規開拓地調査に関して道は開発庁、農林省等に充分連絡の上折衝を図るべきである旨の意見があつた。

(3) 石狩、空知、上川地方における開拓不振地区等の調査については、定例会前に石狩、空知両支庁管内、定例会後に上川支庁管内を調査することについて諮り、異議なくそのことに決定、日時及び派遣委員については委員長に一任することとした。

(4) 総務課長より、北海道営土地改良事業分担金徴収条例案について説明を聴取、あわせて本条例案を次の定例会に提案したいのでよろしく願いたい旨の要請があつた、ついで開拓經營課長より、次の定例会に提案予定される関係予算中の常駐営農指導員費、不振開拓地振興対策費、土壤改良事業費等について、総務課長より、耕地災害復旧費、土地改良指導費等について説明を聴取。

## 水産委員会

○九月二日 午前十一時三十七分、第三委員室において開議、午後零時

四十四分散会、委員長 時田政次郎(社)

一般議事

① 委員長より、第二回臨時道議会に提出予定の日・ソ近海漁業安全操業要望に関する意見書の案文については水産委員会で検討するところになつたので素案にもとづき検討されたい旨を述べその検討方法

① 水産部長より、近海安全操業問題に関する中央折衝の経過について説明を聴取、ついで松平委員(自民)より、樺太周辺は安全操業区域に含まれるかどうかについて、岡田委員(社)より、貝殻灯台及び墓参の問題についてもあわせて要望したかどうかについて、井野委員(社)より、九月末の議会で取り上げて間に合う見通しかどうか(川村委員(社)より、同様質疑があり)について、黒沢(社)沖野(自民)両委員より、適当な時期に話合う機会を持つた上更に具体的に説明を願いたいことについて質疑及び意見があり、水産部長より答弁(午前十一時五十五分休憩(休憩中、本件に関する議員請求による臨時道議会の招集について協議の結果、明日各党代表者の参集を願い協議することに決定)、午後零時四十三分再開の後、委員長より、近海安全操業問題については、休憩中における協議決定の線で取り進めることにする旨を述べた)。

② 本日聴取した陳情は次のとおり。

(1) 樺太、千島、齒舞諸島等旧日本領土全域にわたる近海安全操業協定締結の促進方について

(2) 日・ソ間の友好親善及び貿易拡大促進方について

北海道水産会代表

(3) 噴火湾における小型底曳業者の転換資金融資措置実現方について

噴火湾沿岸漁民代表

○九月十一日 午後一時五十分、各派交渉室において開議、午後五時六分散会、委員長 時田政次郎(社)

一般議事

について諸り、松平委員（自民）からの発言があつて休憩の上全員で協議会形式により検討することに決定、午後一時五十五分休憩（休憩中協議）、午後二時十六分再開後、休憩中協議決定の案文を朗読、異議なくこれを決定、午後二時二十分休憩、午後五時第三委員室において再開。

② 本意見書による中央折衝の実施について諮り、異議なく、派遣委員及び日程等を委員長一任と決した。(散会後、派遣委員は委員長及び高橋(源) (自民) 松平(自民) 川村(社) 各委員、派遣期間は九

文教林務委員會

○九月三日 午後零時十一分、各派交渉室において開議、午後二時八分

散会、委員長 中野定敏（社）

### 請願、陳情の審査

第七九五号 学校教職員給与条例改訂要望の件  
(採)

第七九六号 公立学校事務長及び事務職員の待遇に関する件

不採根

一般議事

(1) 福島委員（自民）より、網走道立公園付近の国定公園昇格に関する現地調査及び北海道林業年次第八回大会に出席した経過について、伊藤（弘）委員（自民）より、大沼道立公園付近の国定公園昇格に関する現地調査の経過について、委員長より、函館林務署管内における人工造林地成育状況視察の経過についてそれぞれ報告があ

り、ついで林政課公園係長より、自然公園法の内容について説明を聴取、伊藤(弘)委員(自民)より、道立公園選定要領の要件として公園候補地域内に到達の利便、収容力等多数人の利用に適していることとされているが奥尻島のような離島は利用上はなはだ不便であり道立公園としての価値があるかどうかについて質疑があり、林政課長より答弁、高橋(辰)委員(社)より、伊藤(弘)委員(自民)の質疑に対し応答があつて、午後零時三十三分休憩、午後零時四十七分再開。

② 南桧山地域における道立公園指定要望地区の現地調査について  
都合により取止め利尻礼文道立公園の拡張地域と朱鞠内湖周辺の  
現地調査をすることについて諮り、異議なくそのことに決定、調査  
期間は九月五日より九日まで五日間とし、派遣委員に委員長及び福  
島（自民）安達（無）各委員を決定して、午後零時五十分休憩、午  
後一時一分再開。

(3) 次に教育長より、三十三年度教育予算の中央折衝問題について、社会教育課次長より、走る公民館の補助及び特別天然記念物である阿寒湖のマリモの近況とその対策についてそれぞれ説明を聴取の後、教育費予算の中央折衝について詣り、異議なくそのことに決定、派遣時期については第二回臨時会の開かれる十日頃に決めることと

④ 本日聽取した陳情は次のとおり。

網走高等学校の学級増加並びに屋内体操場の改築方にについて  
網走市議会文教厚生委員長

三十一 分散会、委員長 中野定敏  
(社)

福島委員（社）より、朱鞠内湖周辺の道立公園指定並びに利尻礼

文道立公園地域拡大に関する現地調査の経過について報告があつてこれを了承、ついで伊藤(弘)委員(自民)より、本道における国有林の立木払下げ方法について特に最近林野庁において従来の特売と指名入札をやめてすべて公売制度に改めるという話がでているがも

しそのようなことになれば中小木材業者は倒産の恐れがでてくるので委員会としてこの問題を解決してほしい旨、佐野委員(社)より、道有林が現在行つていてる特売制度について疑問をもつており、それが正しいものであるかどうかという点については堀下げて検討する余地がある旨、大沢委員(自民)より、公売制度が実施されると大資本家に独占され中小林業者は倒産するものがでてくるので急激な公売制度は避けてほしい旨、福島副委員長(自民)より、本道の木材は特売制度によつて価格の安定、造林意欲、金融等が円滑に行われているので本道の木材業者育成のために残すべきである旨、西川委員(自民)より、特売制度をやめた場合木材の需給調整、価格の安定が保持できなくなるので本制度を続けるべきである旨、それぞれ意見があり、委員長より、林野庁では公売制度を検討中であるといふことでその推移が明確でないし、本制度の可否について賛否両論があるので林野庁がどのような考え方を持つて居るのかその考え方を聞くため上京することについて語り、福島副委員長(自民)より、払下げ方法について林野庁の考え方を聞いた上で対策を考えたい旨の発言があつてそのことに決し、あわせて教育予算の中央折衝を行うこととした。

派遣期間 九月十六日より一週間  
派遣委員 委員長及び伊藤(弘)(自民)大沢(自民)安達(無)各委員

## 特別委員会

### 総合開発調査特別委員会

○九月十三日 午前十時五十分、第三委員室において開議、午後一時四十分散会、委員長 岩田留吉(自民)

(①) 委員長より、八月二十八日開かれた開発審議会に出席した会議の経過について報告書によつて報告、特に同会で地下資源開発の問題をとり上げることになり小委員会を設置して研究することになった旨を述べた。ついで井口委員(社)より、直轄と補助事業に対する意見がでたようすに聞いているがその具体的な内容について質疑、委員長より応答、企画本部長より答弁。

(②) 次に委員長より、八月二十九日及び三十日に開かれた開発審議会治水電力小委員会に出席した経過並びに津軽海峡連絡橋の道促進に関する中央折衝の経過について、開発調査課長より、未開発地文化厚生事業に関する中央折衝の経過について、農政課長より、寒地農業確立対策に関する中央折衝の経過についてそれぞれ報告書によつて報告の後、委員長より、寒地農業確立の特別立法を一氣に作ることは困難ということがわかり一方農林省が畜産經營確立策を検討し、このうち家畜導入資金の融資条件等を改訂するという動きがでてきたがこれと本会における今後の運動との関係について意見を求め、笠井委員(社)より、運動の焦点はあくまでも特別立法をしてもらうことである旨、児玉委員(自民)より、畜産法の一部改正は寒地農業確立特別立法の前進であるということは認すべきである旨、天谷委員(鷹ク)より、特別立法促進の過程において畜産法の

改正は前進していることである旨それぞれ意見が述べられた。

- (3) 次に資源課長より、北海道における地下資源開発振興上の問題点について説明を聴取、委員長より、隘路打開の方策について質疑、資源課長より答弁。

- (4) 委員長より、地下資源開発の問題は九月十七日の開発審議会鉱工小委員会において検討されるのでその方向を見て審議すること、また寒地農業の資料は小委員会において検討することにし、若し上京の必要があれば了承することにしたい旨を述べた。

次に九月十七日の開発審議会鉱工小委員会、同二十五日の開発審議会文化厚生小委員会、同二十六日の開発審議会総会にオヴァーバー

ーを派遣することについて諮り、異議なくそのことに決定、派遣日

- 程、派遣委員については委員長一任とすることに決した。次に開発審議会農林水産委員長の来道に際し案内のため委員を同行させるることについて諮り、異議なくそのことに決定、同行委員等については委員長一任とすることに決した。

- (5) 本日聽取した陳情は次のとおり。

(1) 空知地方総合開発促進に関する件

空知地方総合開発期成会代表 球田 庄平

(2) 北海道大学工学部に精密工学科設置に関する件

北大教授 大坪 喜久太郎

○九月三十日 午後三時二十分、第一委員室において開議、午後三時五十分散会、委員長 岩田留吉（自民）

- (1) 委員長より、九月二十六日に開かれた開発審議会文化厚生小委員

会における未開発地文化厚生事業整備促進に関する審議経過及び同二十七日に開かれた開発審議会における議事経過並びに寒地農業確立問題に関する中央折衝の経過について報告があり、農林省寒地農業振興対策室長から提出された本道の寒地農業振興計画の内容につ

いて意見が述べられた。

- (2) 次に寒地農業振興対策に関する中央折衝のため委員を派遣することについて諮り、異議なくそのことに決定、児玉（自民）二瓶（協ク）各委員を派遣することとした。

- (3) 次に委員長より、先の開発審議会で第二次五カ年計画を早く閣議決定にもつて行くべきである旨の意見があつた旨、また石井長官も十月中旬に閣議に提出すると新聞発表をしているので若し遅れるようなことがあつては困るのでその場合道及び道議会共同で要望書を提出することになるかも知れない旨を述べた。

### 小 委 員 会

○九月十六日 午前十一時十分、第一ホテルにおいて特殊気象地帯農業確立小委員会を開議、午後三時四十五分散会、小委員長

児玉由一（自民）

- (1) 農政課長より、寒地農業振興対策及び農家負債整理対策に関する計画について説明を聴取、ついで堀田委員（自民）より、凶作対策を

どのように取扱つたかその扱い方について、笠井委員（社）より、寒地農業振興対策の中にある事業種目別融資条件における耐用年数及び効果持続期間は確かなものかどうか、また農具その他の関係で十二分の一とか六分の一とかいう数字の内容及び農家一戸当りの所用資金の中に負債の金額が入つているか等について質疑、農政課次長、農業改良課技師より答弁があつて、午後零時五十五分一旦休憩、午後一時三十分再開。

- (2) 小委員長より、戦後入植の開拓者と既存農家との関係、この方式で行つた場合の農家一戸当りの所要資金の区別、経営規模において A、B、C の三段階に分れているがこの完成は三ヵ年ないし五ヵ年かかると思うが完成の比率はわかるかどうか、生産拡大の効果を具体

的に出す必要がないか、所要資金は二十五地区の平均かどうかについて、笠井委員（社）より、農家負債整理特別立法を打出手す場合自作農維持資金を表面に出されると特別立法は困らないか、農家負債整理の資料を早く開発審議会に出して政府に建議するようにもつて行くべきである旨（関連して小委員長より、負債整理を必要とする構想、年次別計画の必要性について意見があり）等について質疑があり、企画課長、農政課次長、農業改良課技師より答弁。

③ 小委員長より、寒地農業振興特別法の制定促進及び負債整理の問題は開発審議会の農林水産委員会に取上げてもうとともに立法措置を建前として促進のため委員を中央に派遣することについて諸り、異議なくそのことに決定、二瓶（協ク）笠井（社）両委員を派遣することとした。

○九月十六日 午前十時五十八分、各派交渉室において未開発地文化厚生事業促進小委員会を開議、午後零時三十二分散会、委員長 窪田長松（社）

① 未開発地文化厚生事業の整備促進に関する建議案作成の経過及び九月十二日開かれた五人委員会の模様等について開発調査課長より、子弟寮設置の問題について教育庁総務課長よりそれぞれ説明を聴取、井口委員（社）より、子弟寮設置の趣旨には賛成であるが以下学区制をはずそうとする動きがあり、そのような意図に乗らないように一定条件をそなえるもの及び全道を一学区にしないようにつきりさせるべきである旨、また営林署等に勤める人達の子弟は対象から除外されることになるのか、未開発地に居住している者の子弟ということになれば間口が広がりすぎて学区制の問題とぶつかるのではないか等について、村本委員（社）より、技術者や教員等の特別な形をもつてやる場合は了承できるが一般的な考え方でやると農民の子弟等も入ることにならないかということについて、小委員長

より、教育庁としては教員の子弟のみを考えたのかどうかについてそれぞれ質疑及び意見があり教育庁総務課長、医務薬事課次長より答弁、井口委員（社）より、建議案には補助率の数字を明らかにしないことであつたが道で作成した資料には補助率がでているがこの数字で折衝することを含んで提出するのか、また建議案には農林省の意見がでていないようだがないのかどうか、開拓地の学校及び保健所の予算について文部、厚生両省と農林省との所管問題その後の経過について質疑、開発調査課長、教育庁総務課長、医務薬事課次長より答弁。

② 次に小委員長より、別紙「道案と建議案との対象表」に基づき順次審議する旨を述べ、まず第一に「対象地域」の問題について市街地を除かず当該市町村全体とすることについて諮り、異議なくそのことに決定、次に医療圈のうちに「ただし一未開発地指定市町村のみで医療圈を構成する場合を含む。」を入れることについて諮り、異議なくそのことに決定、次に保健衛生技術者の中に「歯科医師」を入れることについて諮り、異議なくそのことに決定。

③ 次に本問題に関する開発審議会総会に出席のため委員を派遣することについて諸り、異議なくそのことに決定、村本委員（社）を派遣することとした。

# 公会合

○九月十一日 東京都議会第四委員会室において第三十八回地方制度調査委員会を開催、前回より持ち越しの正副委員長の選任について、選考委員会を設けて協議を行い、委員長に鹿児島県議長を、副委員長は三名に増員し茨城県、岐阜県、京都府各議長を選任することに決定、次いで委員会の性格、使命並びに今後の運営について協議した。

## 全国都道府県議会議長会

○九月十日 東京都議会第二委員会室において常任幹事会を開催、午後開催される幹事会の運営について協議した。

- 九月十日 東京都議会第四委員会室において幹事会を開催、左の事項を協議した。
- 一 第三十六回定期会議決事項の処理について
  - 一 地方自治法施行十周年記念行事「地方自治近代化展」本会負担金の臨時分担について
  - 一 自治功労者の表彰追加について
  - 一 役員制度の改正について
  - 一 本会顧問制度の活用について
  - 一 「地方六団体地方財政確立対策協議会」及び「國の地方制度調査会」本会代表委員について



圖書室だより

各官公庁その他よりの受贈図書

國書名三一三號八號春秋三書速報

米国政府刊行物目録 六二号  
国会図書館公報 七号

資料月報七號

政調週報二六·三七號  
政策月報八月號

文部統計速報 施設月報 第二号 八二号

初等教育資料 八七号  
教育委員会月報 八三号

文部 広報 一八四七—一八六〇号  
郵政 八月号

郵便配達局便覽註正書  
一六回

大阪郵政統計月報

レフアレンス 七九・八〇号  
農林情報 五一号

水產時報 七號  
生系檢查所事業成績報告 三一年

北海道農業試験場彙報  
森林防疫ニユース 六号 七三号

同 同 同 同 同 豊 會 同 同 同 同 同 郵 同 同 同 同 文 同 白 同 統  
調 査 立 法 考 査 院 會 計 檢 查 政 部 民 計  
林 省 局 省 克 局

林業新知識	八月号
国有林野関係法規追録	
資料だより	五九号
百貨店販売統計月報	六号
出荷在庫統計速報	六号
日用品統計月報	六号
生産統計月報	五号
建材統計月報	五号
ゴム統計月報	五号
窯業統計月報	五号
通産統計月報	七号
皮革統計月報	五号
鉄鋼統計月報	五号
石炭需給統計月報	六号
石炭生産統計月報	六号
機械統計月報	五号
紙・パルプ統計月報	五号
コードックス統計月報	五・六号
繊維統計月報	五号
厚生広報	一五・一六号
図書館だより	六号
業務研究	七号
施設	七月号
週刊労働	六一〇~六二三号
地方自治通信	七・八月号
建設月報	八月号

建社勞同電海厚同同同同同同同同同同同同同通同同  
設會例上々保生產  
省黨省社序省

昭和三十二年十月二十日発行

北海道議会時報

(第九卷第十号)

編集 北海道議会事務局調査課

## 九月のメモ

- |          |    |       |          |         |
|----------|----|-------|----------|---------|
| 17 16 15 | 14 | 13 12 | 10 9 8 7 | 6 5 3 2 |
|----------|----|-------|----------|---------|
- 政府・核実験についてソ連に抗議。
  - 道地労委員発令。(一日付)
  - 第二十九回国際ペン大会開く。(東京都、京都市)
  - スマリー米空軍千歳駐留司令官、田中知事に日本人労務者五百三十四人の解雇を通知。
  - 札幌急行鉄道(札幌—上江別間)の設立本決り、五島氏意思表明。
  - ソ連商交涉代表団の第一陣来日。
  - 台風十号九州に上陸。
  - アメ大統領、アイクドクトリンの発動の決意を固む声明を発表。
  - 米ヨルダンに武器空輸を開始。
  - 札幌地検、松田代議士を受託収賄罪で起訴。
  - アジア開発基金に日本側五十四億円の出資を内定。
  - 米原子力委、ソ連の核爆発実験を発表。
  - 全道府職組の「討論集会」の処分決る。(戒告四、訓告九、厳重注意一)
  - 田中知事、アメリカ国務省から正式に招請される。
  - 日農三派の統一結成(日本農民組合全国連合会)大会開く。(東京都)
  - 日ソ通商交渉の第一回会談開く。
  - 日中貿易の基本方針決る。(本道一億ドルを目標)
  - 消費者米価、政府与党五者会談で値上げすることに意見一致。(北海道十キロ当たり、八百五十円)
  - 藤山外相日米安保条約と国連憲章との関係に関する日米両国間の交換公文に署名。
  - 藤山外相、國連総会へ出発。
  - 訪中通商使節団、社会党訪ソ使節団出発。
  - 社会党道地方国民大会開く。(札幌市)
  - 米国明年四月太平洋で核実験を行うと発表。
  - 大相撲秋場所開幕。(勝利優勝)
  - フランス内閣総辞職。
  - 炭労争島争議を支援、二十四時間ストに突入。
  - 弾がい裁判、寺迫厚木簡裁判事に罷免の判決。
  - 道、スケソ漁許可方針を発表。
  - 大阪伊丹空港で、上り日航機雲仙号不時着炎上。(負傷者六名)
- |    |    |    |    |       |    |    |    |    |       |          |    |
|----|----|----|----|-------|----|----|----|----|-------|----------|----|
| 17 | 16 | 15 | 14 | 13 12 | 29 | 23 | 27 | 25 | 23 22 | 21 20 19 | 13 |
|----|----|----|----|-------|----|----|----|----|-------|----------|----|
- 道内各地に豪雨禍。
  - 昨夜來の豪雨で石狩、十勝、釧路地方に被害出る。
  - ノンプロ野球世界選手権大会に日本初優勝。
  - 藤山外相、国連総会で演説。(特に原水爆実験禁止を強く要望)
  - 自民党全国遊説岸首相東京で第一声。
  - ノルウェー国王死去。
  - 岸首相ら自民党首脳一行来道。(札幌で演説会)
  - 第十二回国体夏季大会開く。(浜松市)
  - タイ新内閣成立。
  - 日本代表団国連ヘ核実験停止決議案を提出。
  - 経企庁、昭和三十一年度の生活白書を発表。
  - 日ソ近海漁業及び貿易協定促進道民大会開く。(札幌市)
  - 政府、公企体労組の争議行為に、一切の斗争は違憲と統一見解を発表。
  - 道下議員の社会入党を社会党道連統制委で承認。
  - ダム国務長官小笠原島民の復帰を拒絶。
  - 外務省「外交青書」を発表。
  - 石井開発厅長官米道。
  - 大相撲秋場所閉幕。(勝利優勝)
  - フランス内閣総辞職。
  - 炭労争島争議を支援、二十四時間ストに突入。
  - 弾がい裁判、寺迫厚木簡裁判事に罷免の判決。
  - 道、スケソ漁許可方針を発表。
  - 大阪伊丹空港で、上り日航機雲仙号不時着炎上。(負傷者六名)